

**全員協議会資料**

**株式会社盛岡コールセンターが実施した緊急雇用創出事業に係る調査等の  
状況について（中間報告（その2））**

平成27年2月16日

商工観光部

**1 緊急雇用創出事業により(株)盛岡コールセンターが受託した業務の概要**

- ・業務委託名 盛岡市BPO企業等人材育成事業業務委託（その3）
- ・業務委託契約の相手方 所在地：盛岡市羽場10地割100番地  
名 称：(株)盛岡コールセンター 代表取締役 小池敏郎
- ・業務委託期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- ・委託料実績額 367,059,525円

**2 (株)DIOジャパン及び関連するコールセンターの状況**

**(1) (株)DIOジャパン**

- 平成26年7月31日 業務休止
- 平成26年10月30日 東京地裁へ民事再生法の適用を申請
- 平成26年12月19日 東京地裁民事再生手続棄却、保全管理命令
- 平成27年1月5日 東京地裁破産手続開始決定
- 平成27年3月18日 財産状況報告集会開催予定

**(2) (株)DIOジャパン関連コールセンター**

(株)盛岡コールセンター及び(株)一関コールセンターを除く、奥州・花巻・釜石・二戸・洋野の県内の5コールセンターは、平成26年11月11日破産手続開始決定となり、他県の10コールセンターも同様となっています。また、財産状況報告集会は、(株)DIOジャパンの財産状況報告集会と併せ開催される予定です。

**(3) 破産債権の届出**

(株)DIOジャパン及び関連コールセンターの破産手続開始にあたり、東京地方裁判所からの通知には、「破産者の財産で債権者に配当できない可能性が高いと考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めないこと。また、破産管財人において、破産財団の調査を進め、債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、改めて、破産債権届出期間等について連絡することとし、当面、破産債権届出書の提出は必要ない。」との記載があったことを岩手県及び関係市町から情報を得ました。

**3 (株)盛岡コールセンターの状況**

(株)盛岡コールセンターは、次のとおり商号等を変更しており、(株)盛岡コールセンターに係る権利等は変更後の法人が継承するため、今後、委託料の返還請求等を行う場合、当該法人が相手方となります。

変更内容	旧	新	原因の日付	登記年月日
代表取締役	小池 敏郎	木村 訓	H26. 4. 1	H26. 10. 7
商 号	株式会社盛岡コールセ ンター	株式会社K i m l a n d	H26. 8. 1	H26. 10. 20
本社所在地	盛岡市羽場10地割 100番地	大阪市中央区博労町 一丁目8番8号	H26. 8. 1	H26. 11. 4
所轄法務局	盛岡地方法務局	大阪法務局	H26. 11. 17	H26. 11. 17

#### (1) 株K i m l a n dに対する調査

平成26年12月13日に株K i m l a n dを訪問し、代表取締役らから現況を聴取しました。

##### ア 主な業務

リサイクル業者の委託を受け、家庭等の貴金属、ブランド品等のリサイクルに関するコ  
ールセンター業務

##### イ 従業員数

3人（株盛岡コールセンターの従業員はいない。）

##### ウ 株式の譲渡

譲渡契約書により、平成26年3月27日付けで株D I Oジャパン代表取締役本門のり子と  
第三者（個人）との間で譲渡契約があったことを確認しました。なお、株K i m l a n d  
の木村訓代表取締役は、株盛岡コールセンターの株式を取得した個人が経営する企業の元  
従業員であるとの説明がありました。

##### エ その他

上記聴取の結果、なお不明な点があることから、株K i m l a n d及び当該企業の弁護士  
に対し、平成27年1月21日に質問状を送付しました。当該企業の弁護士から、回答は2月中  
旬頃になる旨の連絡がありました。

##### 主な質問事項

- (7) 株式譲渡契約に至った経緯
- (1) 変更登記の経緯
- (ウ) 株盛岡コールセンターに係る書類の有無
- (I) 株K i m l a n dの事業内容及び今後の事業計画

#### 4 委託料の返還に関する調査について

##### (1) 元従業員の長期出張等の状況について

アンケート結果及び研修日報の記載内容から長期出張した従業員数が16人いること、また、  
取扱商品、システム操作等に関する研修、バス旅行、コンサートチケットの案内及び受注など  
に従事したことが判明しましたが、実務、O J Tのどちらに当たるのかの明確な基準がいまだ

定まっておらず、引き続き、厚生労働省、岩手県及び関係市町と協議を行っています。

(2) 業務委託期間の収入について

緊急雇用創出事業完了時に確認した収入額は1,733,911円でしたが、今般、㈱盛岡コールセンターから提出された帳簿等を調査しましたところ、委託事業実施期間における決算書の売上高から当市からの緊急雇用創出事業受託収入を除いた売上高は、24,976,484円であったことが判明しました。なお、売上高から差し引く必要経費の考え方については、どのような経費を対象とするかDIOジャパン立地市町連絡会において整理しながら、厚生労働省、岩手県との協議を行っています。

(3) 業務用機器等のリース料について

委託事業中のリース料の取扱いについては、厚生労働省と岩手県の間で協議しているところです。

5 今後の対応

厚生労働省、岩手県との協議が整い次第、これまでの調査を基に委託料の返還金額を算定し、顧問弁護士と相談しながら委託料の返還請求を行うこととし、また、今後の調査において返還金額が判明した場合、随時委託料の返還請求を行います。

なお、破産管財人及び㈱DIOジャパン代理人弁護士に対しまして、㈱盛岡コールセンターに関する㈱DIOジャパンの帳簿類等の提出を求めてています。

今後とも、厚生労働省、岩手県、DIOジャパン関連コールセンター立地市町連絡会の構成市町との情報共有を図りながら、委託料に係る返還請求額を確定すべく継続して調査を行ってまいります。